

令和3年1月14日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止のため、日々、適正な支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、特別支援学校等の教育活動が再開されて以降、各指定障がい児支援事業所の皆さまには、令和2年7月1日付で通知いたしました「新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について」により、臨時的な対応をお願いしてきたところです。

今般、令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出を受け、別添のとおり厚生労働省から「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が示され、さらに、令和3年1月13日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことから、大阪府より「緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和3年1月13日付け障企第2369号大阪府福祉部障がい福祉室長通知）が発出されました。

緊急事態宣言後の障がい福祉サービス事業所等の対応については、事業の継続を要請するものとされ、障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を維持する観点から、十分な感染防止対策の徹底を前提として、利用者に対し必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされているところです。

つきましては、通知内容を十分に把握していただき、上記通知と併せて今後の本市における緊急事態宣言発令に伴う障がい児通所支援に係る取扱いについては次のとおりとしますので、ご留意の上、支援の必要な児童に適切なサービスが提供されるよう、引き続きご対応くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

1 適用期間について

大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間を対象とします。
(当面、令和3年1月14日から令和3年2月7日まで)

2 放課後等デイサービスの報酬単価について

授業日に支援を行った場合は「授業の終了後」の単価、学校の休業日に支援を行った場合は「休業日」の単価とします。

3 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

令和2年7月1日付けで通知いたしました「新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について」では、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付け厚生労働省事務連絡)の通知を基に対応をお願いしておりましたが、再び大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことから、次のとおりとします。

(1) 放課後等デイサービス及び児童発達支援について

新型コロナウイルス感染症を予防するための保護者からの欠席希望の場合で、居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で、個別支援計画の内容を踏まえ、児童の健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

実績記録に「代替支援」と記載のうえ、個別支援記録に支援の内容を記載してください。

※ 代替支援の適用は、感染予防のため欠席を希望する保護者からの要望によるものとし、事業所の判断で保護者の了承を得て適用するものではありません。

※ 感染予防のための代替支援の適用は、本通知の適用期間(大阪府が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間)において、対象児童の医療的ケアの必要性や基礎疾患の有無を問いません。

(2) 保育所等訪問支援について

児童が訪問先で集団生活を送っているものの、新型コロナウイルス感染症を予防するため保育所等が外部からの訪問を禁止し、児童に対する直接支援が困難な場合で、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、通常のと看(原則として令和2年12月)の回数を限度として、居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法で、個別支援計画の内容を踏まえ、訪問先との連絡調整及び児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合に報酬の対象とします。

実績記録に「代替支援」と記載のうえ、個別支援記録に、訪問先との連絡調整内容及児童、保護者への支援内容を記載してください。

なお、保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行うことを目的とした事業であることから、訪問先の保育所等が休校・休業になった場合は算定できません。

※ 新型コロナウイルスの感染防止以外の理由(引きこもり[不登校]、単にリモートによる支援を希望される場合等)で通所されない場合は、報酬の対象とはなりません。

【具体的な居宅訪問や電話等による支援内容の例】

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別やりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、この場合も通常の利用者負担が発生することについて保護者に説明し、了解を得ていただくとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことにご注意ください。

【電話等代替支援の方法】

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等を行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施してください。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、次のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。（同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。）
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

4 人員基準等の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）にある「1 当面継続する柔軟な取扱い」の「（1）サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い」及び「（2）その他の加算の取扱い」を適用します。

事業所の職員自身が新型コロナウイルス感染症を予防するために出勤せず、人員基準を満たさなくなった場合は含まれません。

5 支給量について

受給者証の支給決定量以上の日数の利用が必要となった場合は、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」の提出をもって、特例的に令和3年1月中の支給量を「31日」に、同年2月中の支給量を「28日」とします。（1月分と2月分、該当月ごとに提出必要）

つきましては、保護者等と相談の上、1月分は令和3年1月29日（金）までに、2月分は令和3年2月26日（金）までに、該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」をご提出いただきますようお願いいたします。複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で利用日等を調整し、連携していただきますようお願いいたします。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんので、ご注意ください。

また、今回の緊急事態措置を実施すべき区域の指定を受け、一時的に利用契約内容が変更となった場合も、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書を該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに提出していただきますようお願いいたします。

なお、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出」をもって支給量を増やし国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

6 その他

上記以外の取扱いについては、原則として「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を適用します。

7 添付資料

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の指定に伴う臨時的な支給量の届出
- ・【(参考) 前回本市通知】新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について（令和2年7月1日付け）
- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日付け）
- ・【厚生労働省事務連絡】緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和3年1月7日付け）
- ・【大阪府通知】緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について（令和3年1月13日付け）

8 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）

※事務連絡（新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について）掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962

運営指導課 Tel : 06-6241-6527 Fax : 06-6241-6608